

令和4年度山形県国民保護計画変更案（新旧対照表）

変更案	現行	変更理由
<p>第1編第3章1（P5） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（差替）</p> <p>第1編第3章2（P8） <u>郵便事業を営む者</u></p> <p>第1編第4章1（P9） 総面積は <u>9,323.15</u> km<sup>2</sup></p> <p>第1編第4章2（P11） 降水量（年間）は、酒田で平年値が <u>2,000mm</u> 程度 11月中旬から下旬にかけて初雪を迎える</p> <p>第1編第4章2（P11） 図1-2（差替）</p> <p>第1編第4章2（P12） 平地でも <u>1m</u> を超え、</p> <p>第1編第4章3（P12） 本県の人口は、<u>令和3年10月1日現在、1,054,729人</u>（男 <u>510,528人</u>、女 <u>544,201人</u>）である。最も人口が多い都市は山形市（<u>246,102人</u>）であり、ついで鶴岡市（<u>120,578人</u>）、酒田市（<u>98,861人</u>）、米沢市（<u>80,415人</u>）、天童市（<u>61,802人</u>）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 <u>58%</u> を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。 年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は <u>11.1%</u>、15～64歳の人口は <u>54.6%</u>、65歳以上の人口は <u>34.3%</u> となっている。65歳以上の全国平均は <u>29.1%</u> であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：<u>令和3年山形県の人口と世帯数</u>）。 <u>平成22年と令和2年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、多くの市町村で65歳以上の人口の増加が認められる</u>（図1-3）。（略）</p>	<p>第1編第3章1（P5） 県及び関係機関の役割の概要</p> <p>第1編第3章2（P8） <u>郵便事業株式会社</u></p> <p>第1編第4章1（P9） 総面積は <u>9,323.46</u> km<sup>2</sup></p> <p>第1編第4章2（P11） 降水量（年間）は、酒田で平年値が <u>1,900mm</u> 程度 11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える</p> <p>第1編第4章2（P11） 図1-2</p> <p>第1編第4章2（P12） 平地でも <u>1.4m</u> を超え、</p> <p>第1編第4章3（P12） 本県の人口は、<u>平成25年10月1日現在、1,141,260人</u>（男 <u>547,599人</u>、女 <u>593,661人</u>）である。最も人口が多い都市は山形市（<u>254,089人</u>）であり、ついで鶴岡市（<u>132,535人</u>）、酒田市（<u>107,685人</u>）、米沢市（<u>87,345人</u>）、天童市（<u>61,973人</u>）の順となっている。上位五市合計で県全体の約 <u>56%</u> を占め、県内の人口は内陸部の最上川に沿った南北軸上と、庄内地域の海沿いに集中している。 年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は <u>12.5%</u>、15～64歳の人口は <u>58.5%</u>、65歳以上の人口は <u>29.1%</u> となっている。65歳以上の全国平均は <u>25.1%</u> であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：<u>山形県勢要覧（平成26年刊）</u>）。 <u>平成12年と平成22年の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、すべての市町村で65歳以上の人口の増加が認められる</u>（図1-3）。（略）</p>	<p>○直近の消防庁資料に差替えるもの</p> <p>○国の基本指針変更に伴うもの</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p>

<p>第1編第4章3 (P12) 図1-3 (差替)</p> <p>第1編第4章4 (P13) 表1-1 (差替)</p> <p>第1編第4章5 (P13、P14) 本県の道路実延長は、<u>16,919km</u>であり、うち、高速自動車国道は<u>222km</u>（構成比1.3%）、一般国道は<u>1,119km</u>（同6.6%）、県道<u>2,527km</u>（同14.9%）、市町村道<u>13,051km</u>（同77.1%）となっている（<u>国・県管理道路は令和3年4月1日現在、市町村管理道路は令和3年3月31日現在、県道路整備課調べ。</u>）</p> <p>主な道路として、高規格道路は、「<u>東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）</u>」が宮城県村田町を起点として、<u>山形市から途中中国道112号の自動車専用道路（月山道路）</u>を介して酒田市へ至る路線である。県内陸部では「<u>東北中央自動車道</u>」が「<u>東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）</u>」と交差する形で南北に延び、<u>福島県相馬市を起点として米沢市から真室川町を結び、秋田県横手市へと至る路線であり、そのうち県内では、新庄市から真室川町の区間で事業が進められている。庄内地域では「日本海沿岸東北自動車道」が、新潟県新潟市を起点として、鶴岡市温海地内から鶴岡ジャンクションを経て「東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）」と合流して遊佐町まで結び、青森県青森市へと至る路線であり、そのうち県内では、新潟県境部から鶴岡市あつみ温泉、遊佐町から秋田県境部の区間で事業が進められている。また、これらと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路として、新庄市と酒田市を結ぶ「<u>新庄酒田道路</u>」、新潟県村上市を起点として小国町から高畠町を結ぶ「<u>新潟山形南部連絡道路</u>」、宮城県石巻市を起点として最上町から新庄市を結ぶ「<u>石巻新庄道路</u>」が位置付けられ、国土交通省による整備もしくは調査が進められている。（略）</u></p> <p>本県の道路網は、地域によって高速交通網の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は高規格道路が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。しかし、<u>庄内地域の県境部、最上地域や西置賜地域</u>では高規格道路の供用が一部にとどまり、整備中もしくは調査中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。</p>	<p>第1編第4章3 (P12) 図1-3</p> <p>第1編第4章4 (P13) 表1-1</p> <p>第1編第4章5 (P13、P14) 本県の道路実延長は、<u>16,767km</u>であり、うち、高速自動車国道は<u>162km</u>（構成比1.0%）、一般国道は<u>1,134km</u>（同6.8%）、県道<u>2,569km</u>（同15.3%）、市町村道<u>12,902km</u>（同76.9%）となっている（<u>平成25年4月1日現在、県道路整備課調べ。</u>）</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道112号の自動車専用道路（月山道路）を介して酒田市へ至る。県内陸部では東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と交差する形で東北中央自動車道が南北に延び、<u>上山市と東根市を結んでいる。庄内地域では日本海沿岸東北自動車道が、あつみ温泉インターチェンジから鶴岡ジャンクションを経て東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）と合流し、酒田みなとインターチェンジへと至っている。（略）</u></p> <p>本県の道路網は、地域によって高速交通網の整備状況に偏りがある。山形市、上山市、天童市など村山地域は高規格幹線道路が縦横に整備されつつあり、各方面への利便性が高い。また、鶴岡市、酒田市など庄内地域の一部も東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）の延伸や日本海沿岸東北自動車道の一部区間の開通に伴って村山地域や仙台、東京方面への利便性は高い。しかし、<u>新庄市など最上地域や米沢市など置賜地域</u>では高規格幹線道路の供用がまだ一部にとどまり、整備中もしくは計画中の区間が大半を占めるなど、高速交通網の整備が遅れている。</p>	<p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p>
--	---	--

<p>第1編第4章5 (P15) 図1-4 (差替)</p> <p>第1編第4章6 (P16) 札幌・東京・名古屋・大阪</p> <p>第1編第4章7 (P18) 図1-6 (差替)</p> <p>第1編第4章8 (P19) 特定事業所が<u>3</u>事業所ある</p> <p>第1編第4章8 (P19) 表1-2 (差替)</p> <p>第1編第4章8 (P19) 県外からの観光客は年間で約<u>1,100</u>万人となっている。</p> <p>第1編第5章2 (1) 3 (P21) (1) 事態の概要 (略) (2) 特徴 ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 (3) 留意点 ○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p> <p>第1編第5章2 (2) (P23) ○核攻撃等においては、避難住民等(略)の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>第1編第4章5 (P15) 図1-4</p> <p>第1編第4章6 (P16) 東京・名古屋・大阪</p> <p>第1編第4章7 (P18) 図1-6</p> <p>第1編第4章8 (P19) 特定事業所が<u>4</u>事業所ある。</p> <p>第1編第4章8 (P19) 表1-2</p> <p>第1編第4章8 (P19) 県外からの観光客は年間で約<u>1,800</u>万人となっている。</p> <p>第1編第5章2 (1) 3 (P21) (1) 事態の概要 (略) (2) 特徴 ○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 (3) 留意点 ○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p> <p>第1編第5章2 (2) (P23) ○核攻撃等においては、避難住民等(略)の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>○時点修正</p> <p>○札幌便就航 (H29.3~)</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○時点修正</p> <p>○基本指針P12との整合</p> <p>○基本指針P14との整合</p>
---	--	---

<p>第1編第5章4 (P24) 冷戦終結後</p> <p>第2編第1章第1の1 (P26) 防災くらし安心部</p> <p>第2編第1章第1の1 (P26、P27) 【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 548 477 684">みらい企画創造部</td> <td data-bbox="477 548 1231 684"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 684 477 1178">防災くらし安心部</td> <td data-bbox="477 684 1231 1178"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1178 477 1224">環境エネルギー部</td> <td data-bbox="477 1178 1231 1224"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1224 477 1671">(削除)</td> <td data-bbox="477 1224 1231 1671"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 1671 477 1841">健康福祉部</td> <td data-bbox="477 1671 1231 1841"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	みらい企画創造部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>	防災くらし安心部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul>	環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>	(削除)		健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>	<p>第1編第5章4 (P24) 冷戦終了後</p> <p>第2編第1章第1の1 (P26) 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局</p> <p>第2編第1章第1の1 (P26、P27) 【県の各部局における平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1326 548 1546 684">企画振興部</td> <td data-bbox="1546 548 2300 684"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 684 1546 1178">(新設)</td> <td data-bbox="1546 684 2300 1178"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 1178 1546 1224">環境エネルギー部</td> <td data-bbox="1546 1178 2300 1224"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 1224 1546 1671">環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局</td> <td data-bbox="1546 1224 2300 1671"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 1671 1546 1841">健康福祉部</td> <td data-bbox="1546 1671 2300 1841"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul>	(新設)		環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>	<p>○基本指針 P1 との整合</p> <p>○県の組織体制の変更</p> <p>○県の組織体制の変更</p>
みらい企画創造部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>																					
防災くらし安心部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul>																					
環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>																					
(削除)																						
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>																					
企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> <li>・一般ボランティアに対する支援体制の整備に関する事</li> </ul>																					
(新設)																						
環境エネルギー部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に係る体制整備に関する事</li> </ul>																					
環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・県国民保護計画の見直しに関する事</li> <li>・国民保護に係る関係機関との連携調整に関する事</li> <li>・避難及び救援に関する情報の把握に関する事</li> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・避難施設の指定に関する事</li> <li>・国民保護に係る研修、訓練及び啓発に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・情報・連絡体制の整備に関する事</li> <li>・安否情報に係る収集体制の整備に関する事</li> </ul>																					
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社山形県支部及び山形県社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>・医療・医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・赤十字標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>																					

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>
産業労働部	・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関する事
農林水産部	・食料（米、乾パン、パン等）の供給・調達体制の整備に関する事
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、空港、港湾施設等の把握に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の供給体制の整備に関する事</li> <li>・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事</li> </ul>
企業局	・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事
病院事業局	・県立病院における医療体制の整備に関する事
教育委員会	・県立学校における国民保護啓発に関する事
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備体制の整備に関する事</li> <li>・交通規制に係る体制整備に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局所管の生活関連等施設の安全確保に関する事</li> <li>・各部局の管理する公共施設等の安全確保に関する事</li> </ul>

第2編第1章第1の2 (P27)

防災危機管理課及び消防救急課

※①から④の体制の判断は、防災くらし安心部長が行う。

第2編第1章第5の2 (P37)

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

第2編第2章4 (P40)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下通路等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関する事</li> </ul>
商工労働観光部	・食料、飲料水及び生活必需品に係る供給・調達体制の整備に関する事
農林水産部	・食料（米、乾パン、パン等）の供給・調達体制の整備に関する事
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、空港、港湾施設等の把握に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の供給体制の整備に関する事</li> <li>・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事</li> </ul>
企業局	・所管ライフライン施設に係る機能確保に関する事
病院事業局	・県立病院における医療体制の整備に関する事
教育委員会	・県立学校における国民保護啓発に関する事
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備体制の整備に関する事</li> <li>・交通規制に係る体制整備に関する事</li> <li>・特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局所管の生活関連等施設の安全確保に関する事</li> <li>・各部局の管理する公共施設等の安全確保に関する事</li> </ul>

第2編第1章第1の2 (P27)

危機管理室

※①から④の体制の判断は、危機管理監が行う。

第2編第1章第5の2 (P37)

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携を図る。

第2編第2章4 (P40)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、出来るだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

○県の組織体制の変更

○基本指針 P70 との整合

○基本指針 P32 との整合

それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、出来るだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

第2編第3章第1 (P42)

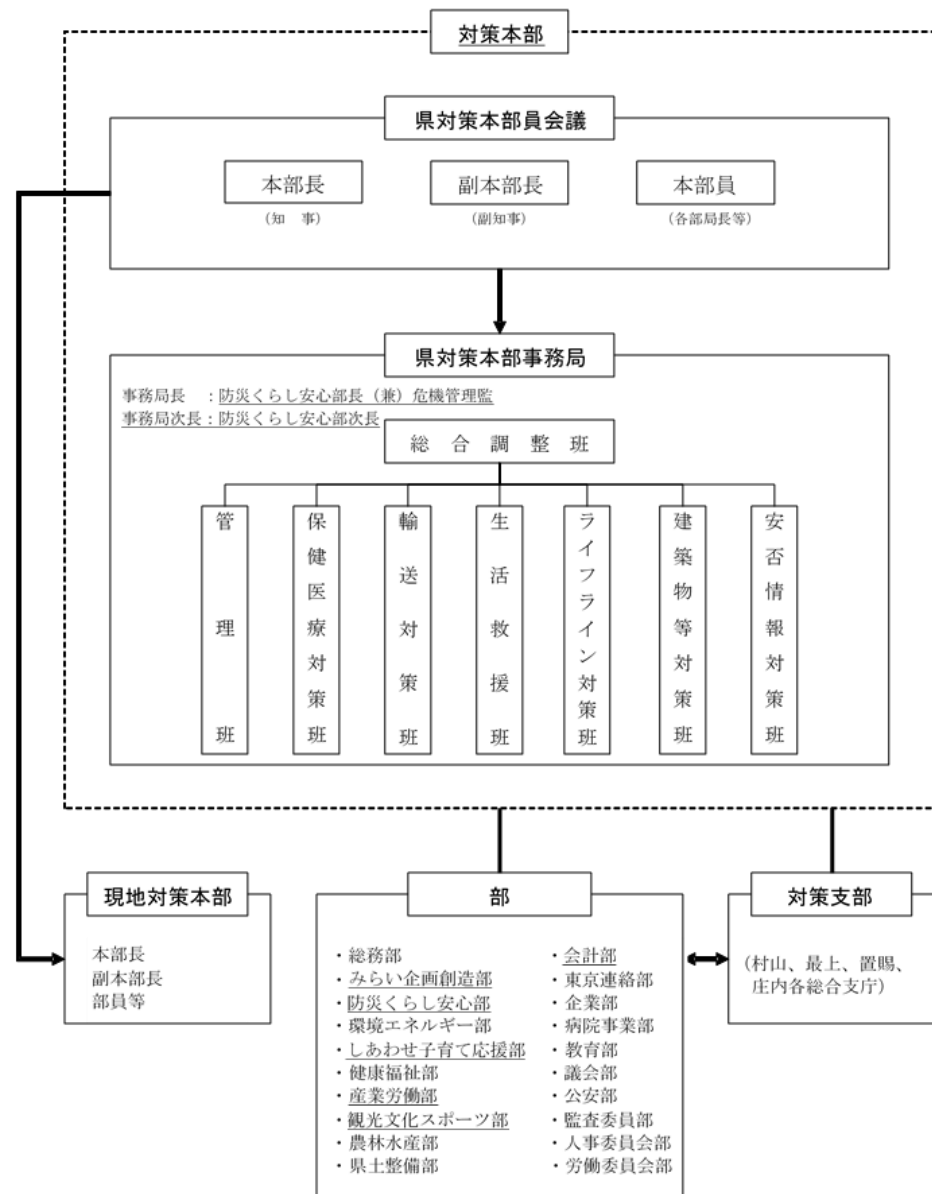
毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。））

第3編第2章1 (P48)

各総合支庁舎（地域振興局を含む。）を指定する。

第3編第2章4 (P49)

山形県国民保護対策本部組織構成図



第2編第3章第1 (P42)

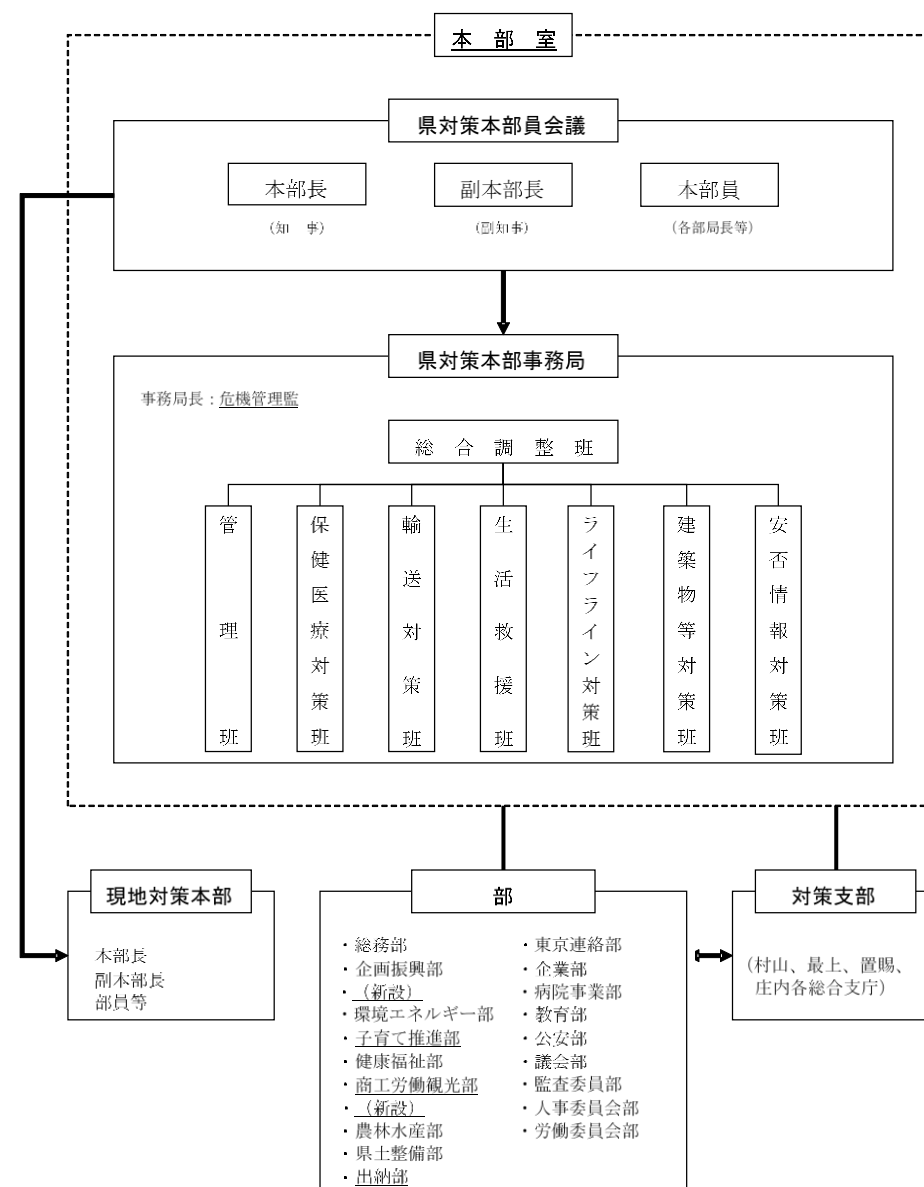
毒劇薬（薬事法（昭和35年法律第145号））

第3編第2章1 (P47)

各総合支庁舎（分庁舎を含む。）を指定する。

第3編第2章4 (P48)

山形県国民保護対策本部組織構成図



○法律名の変更

○県の組織体制の変更

○県の組織体制の変更

<p>第3編第4章第2の2 (P63)</p> <p><u>ア 弾道ミサイルは、極めて短時間で我が国に着弾することが予想されることから、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</u></p> <p><u>イ</u>（略）このため、できるだけ、<u>近傍の</u>（略）</p> <p><u>ウ</u>（略）</p> <p><u>エ</u>（略）</p> <p>第3編第5章2 (P69)</p> <p><u>内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には</u>（略）。</p> <p>第3編第5章3 (P70)</p> <p>知事は、「<u>救援の程度及び基準</u>」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>第3編第5章4 (P72)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者からなる救護班による<u>被ばく医療活動の実施</u></li> <li>・内閣総理大臣により<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul> <p>第3編第6章7 (P76)</p> <p>（略）住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、（略）</p> <p>第3編第7章4（2）別表（P80）</p> <p><u>医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬</u>（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p> <p>厚生労働大臣（<u>医薬品医療機器等法施行令</u>（昭和36年政令第11号）第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p> <p>第3編第7章第1の6 (P81)</p> <p>隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の県の活動体制、モニタリングの実施、<u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u>、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、山形県地域防災計画（風水害等対策編）の定め例によるものとする。</p>	<p>第3編第4章第2の2 (P62)</p> <p>（新設）</p> <p><u>ア</u>（略）このため、できるだけ近傍の（略）</p> <p><u>イ</u>（略）</p> <p><u>ウ</u>（略）</p> <p>第3編第5章2 (P69)</p> <p><u>厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には</u>（略）。</p> <p>第3編第5章3 (P70)</p> <p>知事は、「<u>救援の程度及び基準</u>」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>第3編第5章4 (P72)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者からなる救護班による<u>緊急被ばく医療活動の実施</u></li> <li>・内閣総理大臣により<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</li> </ul> <p>第3編第6章7 (P76)</p> <p>（略）住民基本台帳、<u>外国人登録原票等</u>市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、（略）</p> <p>第3編第7章4（2）別表（P80）</p> <p><u>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬</u>（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p> <p>厚生労働大臣（<u>薬事法施行令</u>（昭和36年政令第11号）第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p> <p>第3編第7章第1の6 (P81)</p> <p>隣接県の原子力施設において武力攻撃原子力災害が発生した場合の県の活動体制、モニタリングの実施、<u>スクリーニング及び除染の実施</u>、飲食物の摂取制限等に関する措置等については、山形県地域防災計画（風水害等対策編）の定め例によるものとする。</p>	<p>○基本指針 P25 との整合</p> <p>○国民保護法第 86 条との整合</p> <p>○救援の程度及び基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）第 1 条第 1 号との整合</p> <p>○基本指針 P38 との整合</p> <p>○外国人登録制度の廃止</p> <p>○法律名の変更</p> <p>○基本指針 P51 との整合</p>
---	---	--

<p>第3編第9章2 (P89)</p> <p>県は、県地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>第3編第9章2 (P89)</p> <p>県は、県地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>○指針名の変更</p>
---	---	----------------